

三木市記者発表資料 (令和4年4月12日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	かなもの振興係	0794-82-2000 (内線 2233)

タイトル
経営革新に伴う設備投資に最大 300 万円を補助 中小企業の経営革新に必要な設備投資を支援
内 容
<p>市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。</p> <p>1 対象者 次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">①市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き1年以上事業を営むもの。ただし、風営法の営業許可の対象でない。②市税を滞納していない。 <p>2 対象となる設備等 機械・装置、工具・器具等で次の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">①市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設又は更新されるものである。ただし、中古品又はリース契約に基づくものでない。②補助対象経費が50万円以上のもの。③本市の償却資産課税台帳に登録されるべきもの。ただし、ソフトウェアは含まれない。④中小企業サポートセンターで内容を確認されているもの。⑤再度、補助金を受けようとする事業者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているもの。⑥補助金の交付決定後に整備されるもので、年度内に事業が完了する。 <p>3 補助金の額</p> <p>補助対象経費の4分の1に相当する額。250万円を限度とします。 ただし、要綱において指定する計画の認定等を取得、または認定申請しており、申請時にその写しを提出している場合は、補助対象経費の3分の1に相当する額とし、300万円を限度とします。 ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付。</p> <p>4 受付期間 5月6日(金)～6月17日(金)まで</p> <p>5 審査 提出書類に基づいて審査。評価点数が高いものから予算の範囲内で採択する。一定の評価点数が得られない場合に採択されないことがある。</p> <p>6 申込み先 産業振興部商工振興課かなもの振興係</p>
セールスポイント
中小企業者の革新的な取り組みを幅広く支援します。ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応する為の設備投資などにもお使いいただけます。